

# みらい1分ニュースレター

2009/12/7 第21号

毎週月曜配信

## 中国版

### テーマ

## 営業税にかかる施行細則の改正通知 および国内外判定区分について(2/2)

### ←ポイント

✓**関連条文:** ①営業税暫行条例実施細則改正

②営業税暫定条例の規定における詳細を補足する規定  
(財税[2009]111号)

✓**注意点:**

業種別に営業税の免税・非課税の対象が異なるため、慎重な取り扱いが必要です。

✓**問題点:**

役務の提供者、役務を受ける者の区分について、明確な定義がなく、あいまいな点が残っています。

### ←解説

### 【滴水穿石】

前回に引き続き、営業税の変更にかかる解説です。

中国では税制の取り扱いが頻繁に変更になるため、その改正に対応できる会計事務所を見つけることも中国ビジネスの成功のためのひとつのポイントと言えます。



### ◆ 営業税の免税対象…業種別に判定 (○…課税/ ×…免税もしくは課税対象外)

役務提供者の所在地 役務の提供場所	国内企業または個人 <sup>(※1)</sup>		国外企業または個人 <sup>(※2)</sup>	
	国内(中国)	国外	国内(中国)	国外
<b>【業種区分】</b>				
交通運輸業	○	○	○	○(※3)
建設業	○	×	○	×
通信業	○	○	○	○
サービス業				
代理業	○	○	○	○
宿泊業、飲食業、倉庫業	○	○	○	×
旅行業	○	○	○	○
リース業	○	×	○	×
広告業	○	○	○	○
その他	○	○	○	△(※2)
文化活動・スポーツ業	○	×(※1)	○	×
娯楽業	○	○	○	×

(※1): 中国国内に所在地のある組織、または中国居住者となっている個人

(※2): 「国内企業または個人」以外の企業または個人

(※1): 放送業を除きます。

(※2): 淋浴、理髪、巻物画、書道、彫刻、印刷、包装等については免税とされていますが、試験、採掘、録音、設計、製図、コンサルティング等のサービスについては課税対象となります。

(※3): 完全国外取引であるため、現在、課税根拠の合理性が問われています。

場合によっては、今後新しい規定が公布される可能性があります。

### 【留意点】

➤ 「国内企業または個人」、「国外企業または個人」については、明確な定義がなく、あいまいな部分が残っています。

➤ 左表は、役務を受ける者が「国内企業または個人」であることを前提としています。役務を受ける者が「国外企業または個人」である場合には、一部明確となっていない事項もあります。

※不明瞭な点については、現地税務当局との確認が必要となります。

執筆: 李 東旭 (li dong xu)

## みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇ 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇ [大阪支社] 大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010

◇ [名古屋事務所] 名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

